

津山市監査委員告示第7号

平成30年2月26日

地方自治法第199条第5項の規定に基づき平成29年度の工事監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

津山市監査委員 仁 木 実

津山市監査委員 津 本 辰 己

平成 29 年度

工事監査結果報告書

津山市監査委員

## 第1 監査対象工事等

平成29年度において施工中の工事及び委託業務のうち、次の2件を選定し、監査を実施した。

工事名	工種	工期・契約金額・所管課
東庁舎耐震及びその他改修工事	建築一式	平成29年6月5日～平成30年3月15日 121,608,000 円 財政部財政課
42830 南部污水枝線築造工事その1	小口径推進工法・開削工法	平成29年4月24日～平成30年1月12日 90,154,080 円 都市建設部下水道課

契約金額、工期等は平成29年11月末現在のものである。

## 第2 監査の期間及び実施日

### (1) 期間

平成29年9月9日から平成30年2月14日まで

### (2) 実施日

実施日	対象工事	
11月8日	聴取	東庁舎耐震及びその他改修工事 42830 南部污水枝線築造工事その1
11月9日	現地調査	東庁舎耐震及びその他改修工事 (津山市山北地内) 42830 南部污水枝線築造工事その1 (津山市横山地内)

## 第3 監査の方法等

監査にあたっては、工事の計画、設計、積算、契約、施工管理等について、関係書類の調査のほか、関係者から説明を聴取するとともに、工事現場等の現地調査を行った。

なお、この監査の実施にあたっては、公益社団法人大阪技術振興協会に技術士1名の派遣を依頼し、技術上の意見を求めこれを参考とした。

## 第4 監査の結果

調査した結果、対象工事の計画、設計、積算、契約、施工管理等の各段階に係る事務の執行については概ね適正であると認めた。

なお、技術士による書類調査及び現地調査において、改善や検討を要すべき事項が次のとおり見受けられたので、適切な対応に努められたい。また、直接口頭などにより意見のあった事項についても改善に向けて取り組まれたい。

### 1 東庁舎耐震及びその他改修工事

#### 《書類調査》

#### (1) 設計について

特記仕様書に火災保険等の付すべき時期を、工事出来形50%の時点としているが、着工前に付すことに改められたい。なお、受注者は建設業総合賠償保険制度による保険に着工時から加入しており、リスク管理が行われている。

維持管理計画は策定中とのことであるが、その基礎となるのは工事記録である。竣工図書は、維持管理に利用しやすいように整理しておかれたい。

#### (2) 施工管理について

現場組織の指揮命令系統は、現場代理人をトップとしておかれたい。

現場代理人は統括安全衛生責任者、監理技術者は元方安全衛生管理者とした安全管理組織を明示しておくこと。

工事写真によると、増築棟の土留め工はH鋼親杭方式であるが、掘削が先行し矢板工が遅れているように見受けられた。今後は、掘削面が緩まないよう掘削と併行して矢板工を施工するよう努められたい。

社内検査員が選任されているが、経歴・資格について監督員が確認し、適格の可否について判断するのが望ましい。

#### 《現地調査》

#### (1) 工事施工状況について

耐震・改修工事に伴い、建設当初のコンクリート躯体が現れてくるが、万一コンクリート表面に欠陥が見つかれば補修をしておかれたい。

安全の確保について

a 増築棟の地中梁より出ている壁鉄筋に、養生用のキャップをかぶせること。

b 昇降階段から屋上への渡り通路を設置すること。

c 仮設電気配線に屋内で使用する電線(VVF)が使用されているが、屋外用のキャブタイヤケーブル(PNCT)に交換すること。

現場内の整理整頓について

改修工事ということもあって、小規模工事の集合であるが、場内の整理整頓に努められたい。

## 2 4 2 8 3 0 南部汚水枝線築造工事その1

### 《書類調査》

#### (1) 設計について

特記仕様書の内容について

- a 特記仕様書に工事名を記載すること。
- b 基準となる設計図書、仕様書類等の優先順位を明確にしておくこと。
- c 第2条 主任技術者(監理技術者)の工期途中で交代が認められる場合の条件を「やむを得ない」の字句を入れ、条件を緩和することを検討されたい。
- d 第7条 作業時間について「原則」という字句を入れ、緊急時に対する弾力的な運用ができるようにしておくのが望ましい。
- e 第11条 下請業者の主任技術者資格要件は「次の資格を持つ者」としているが、以下に列挙されている資格が、全て必要であると誤解される恐れがある。そのため、「次のいずれかの資格を持つ者」としておかれたい。
- f 維持管理計画は策定予定とのことであるが、その基礎となるのは工事記録である。竣工図書は、維持管理に利用しやすいように整理しておかれたい。

#### (2) 施工管理について

施工計画書において以下の事項について留意されたい。

- a 現場組織表において、安全管理者、出来形責任者、品質管理責任者、工程管理責任者、写真管理責任者が2名ずつ選任されている。管理者、責任者は1名とすること。
- b 緊急時連絡体系表に地元(区長等)を入れ、必要に応じて連絡できるようにしておくこと。工事は市道を通行止めに行われるが、関係する住民に急病等の緊急事態が発生した場合、対応に最大限協力するよう心掛けておかれたい。そのために、関係する住民には緊急時は工事を中断して対応に協力することを伝えておくこと。そして、現場作業員には緊急時、対応に協力することを指導しておく必要がある。
- c 社内検査員が選任されているが、経歴・資格を確認しておくこと。また、現場関係者は選任できないので修正しておくこと。なお、経歴・資格はその後確認できた。
- d 施工計画書の内容及び字句のチェックをしておく必要がある。誤字があること、下請けの計画書をそのまま流用しているような表現がみられる。

安全管理について

- a 安全管理組織表を施工計画書に明示し、その役割を明確にしておく必要がある。

b 工事写真によると、立坑が設けられ推進工事が行われているが、今後は以下の事項について対応されたい。

- ・立坑の天端手すりに巾木を設けること。
- ・緊急時に備え、立坑底からの救助訓練を行っておくこと。
- ・大雨時の浸水防止に備えて予備のポンプや土嚢の準備をしておくこと。

舗装切断時に発生する汚泥の処理について

津山市では舗装切断時に発生する汚泥の処理について、仕様書等に定められていないが、国土交通省の事務連絡（平成28年3月18日）に拠り、処理が行われている地方公共団体が増えている。津山市第2次環境基本計画では産業廃棄物の適正処理が示されていることや、公共工事に係わる環境配慮事項確認書が提出されていることから、環境への配慮のため、舗装切断時に発生する汚泥を適切に処理するよう努められたい。

## 第5 監査委員の意見

2 工事とも書類調査及び現地調査の結果は概ね適正であった。技術士からの報告による改善や検討を要する事項については、「第4 監査の結果」のとおりであり、内容を確認のうえ、適宜改められたい。

また、今後の維持管理が適正に実施できるよう、工事の竣工書類の整理を行っておくとともに、各々が現在策定中である維持管理計画（財政課：公共施設長寿命化計画、下水道課：下水道事業ストックマネジメント計画）を遅滞なく策定され、施設の計画的・効率的な維持管理を行われたい。